別紙１

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

No	定められた命令等の題名	根拠法令条項
１	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）等の一部を改正する省令	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 100 条第１項各号、同条第５項において準用する同法第 17 条第３項において準用する同法第９条第１項並びに第 100 条第５項において準用する同法第 28 条、第 30 条及び第 38 条
２	高周波利用設備の条件の特例を定める告示 （平成 27 年総務省告示第 207 号（無線設備規則第 65 条第１項の規定に基づく通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を定める件）を廃止）	本件による改正後の電波法施行規則第 46 条の２第１項及び第 46 条の７第１項並びに無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 65 条第１項
３	通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を定める告示 （平成 27 年総務省告示第 210 号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）及び平成 27 年総務省告示第 211 号（無線設備規則第 65 条第２項の規定に基づく通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）を廃止）	本件による改正後の電波法施行規則第 46 条の２第１項第６号(8)、同項第 12 号(8)、同項第 13 号(7)、同項第 14 号(8)、同項第 15 号(7)、同規則別表第８号第１及び無線設備規則第 65 条第２項
４	平成 14 年総務省告示第 544 号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する告示	電波法施行規則第 46 条第２項及び第 46 条の３第３項
５	高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令	電波法第 100 条第２項、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第５条第１項